

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大分県由布市

## 由布市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 由布市農林整備課  
所在地 大分県由布市庄内町柿原302番地  
電話番号 097-529-7347  
FAX番号 097-582-1359  
メールアドレス nourin@city.yufu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ・カラス・カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	由布市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・いも類・野菜・飼料作物・タケノコ・椎茸	4,412千円 3.80ha
シカ	水稲・野菜・飼料作物	2,626千円 1.61ha
サル	野菜・果樹・椎茸	271千円 0.14ha
タヌキ	野菜	368千円 0.04ha
アナグマ	いも類・果樹・椎茸	270千円 0.10ha
アライグマ	野菜	417千円 0.05ha
カラス	野菜・果樹	600千円 0.14ha
カワウ	アユ・ウナギ稚魚・カニ	350千円 —

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシに関して、被害は減少傾向にあるものの、依然として山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に被害がみられる。具体的には、春は農地作物の他にタケノコ・シイタケなどの食害及び田の畔の掘り起こし被害、初夏から秋にかけては水稲のほか、梨などの果樹にも食害、掘り起こしの被害がみられる。</p> <p>シカについては、被害は減少傾向にあるものの、依然として湯布院地区を中心に、市内全域において水稲の被害が散見されている。また野菜の食害やスギ・ヒノキ幼齢木の食害や、樹皮の剥皮被害が年間を通じてみられる。生息域については、湯布院地域だけでなく、庄内・挟間地域へ拡大している。</p> <p>サルについては、挟間地区を中心に野菜、果樹、タケノコなどの食害が年間を通じてみられる。</p> <p>タヌキ・アナグマ・アライグマについては、市内全域でいも類・野菜・果</p>
--

樹の被害が年間を通じてみられる。  
 カラスについては、市内全域で野菜・果樹の被害が年間を通じてみられる。  
 カワウについては、大分川に放流するアユやウナギの稚魚を中心に3月から4月にかけて食害がみられる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	4,412千円 3.80ha	3,199千円 2.76ha
シカ	2,626千円 1.61ha	1,904千円 1.17ha
サル	271千円 0.14ha	230千円 0.12ha
タヌキ	368千円 0.04ha	313千円 0.03ha
アナグマ	270千円 0.10ha	230千円 0.09ha
アライグマ	417千円 0.05ha	354千円 0.04ha
カラス	600千円 0.14ha	510千円 0.12ha
カワウ	350千円 —	298千円 —

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲報奨金の給付</li> <li>・猟友会への捕獲委託</li> <li>・予察捕獲の実施</li> <li>・ワナの貸出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域では過疎・高齢化が進行しており、追い払い等の自衛活動を行う人員の確保が年々難しくなっている。</li> <li>・猟友会等への捕獲依頼や、見回り等の出動要請が増加している。</li> <li>・捕獲従事者が高齢化している。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤーメッシュ柵、電気柵等の設置経費の一部を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域では過疎・高齢化が進行しており、人員不足によりワイヤーメッシュ柵の設置が困難な地域もある。</li> <li>・集落内の連帯意識が希薄になったことで、防護柵の共同設置や藪の草刈り等、集落ぐるみの対策が</li> </ul>

		できない地域もある。
生息環境管理 その他 の取組	・放任果樹の除去 ・センサーカメラによる被害状況調査 ・新規狩猟免許取得にかかる初心者講習会費の補助	・地域が主体となり、地域ぐるみで集落環境対策（追払い、放任果樹の除去、柵点検等）を行う意識の醸成が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落ぐるみでの防護柵やワナの導入を推進</li> <li>・市報やホームページ等で情報を発信し、加害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりや、集落共同による防護柵の設置・点検や、追い払い、放任果樹の除去等活動の重要性を周知する。</li> <li>・猟友会と連携して新たな鳥獣捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、湯布院町の日出生台演習場付近など、鳥獣の生息密度の高い地域では、隣接市町村とも連携しながら、効率的かつ効果的に捕獲活動を行うことで農林水産物被害の軽減を図る。</li> <li>・被害の状況や有効的な対策方法を検討するため、大分市、臼杵市、津久見市、大分県と連携・情報共有しながら、被害対策を進める。</li> </ul>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>捕獲体制については、由布市猟友会等で捕獲班を編制し、被害発生予察による計画捕獲を実施する。期間は4月1日から10月31日までと11月1日から翌年の3月31日までの年2回。また、このとき捕獲従事者により捕獲した鳥獣については捕獲報奨金の給付対象になる。</p>
--

自衛捕獲の推進に向けた、狩猟者向けの講習会を適宜実施する。  
隣接市町村と連携した一斉捕獲活動や共同捕獲活動等の実施に向けて、各市境界で隣接する捕獲班については、打合せ等連絡調整を行い、効率的な捕獲活動が出来る体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規狩猟免許取得予定者の初心者講習会受講料免除</li> <li>・効率的な捕獲の実施に向けたICT技術活用の検討</li> <li>・捕獲機材の導入、貸出、購入費補助</li> </ul>
令和9年度	サル タヌキ	
令和10年度	アナグマ アライグマ カラス	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
過去3ヶ年の捕獲実績と、サルについては、令和6年度より捕獲報奨金の給付対象になり、小動物(タヌキ・アナグマ・アライグマ)は捕獲報奨金を増額したことを考慮し、捕獲計画頭数を設定する。			
(イノシシ)			
捕獲計画頭数：1,600頭			
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	1,615頭	1,186頭	1,689頭

(シカ)			
捕獲計画頭数：2,200頭			
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	2,152頭	2,056頭	2,089頭
(サル)			
捕獲計画頭数：10頭			
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	0頭	0頭	1頭
(タヌキ)			
捕獲計画頭数：150頭			
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	37頭	17頭	80頭
(アナグマ)			
捕獲計画頭数：150頭			
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	55頭	35頭	145頭
(アライグマ)			
捕獲計画頭数：200頭			
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	38頭	54頭	106頭
カラス・カワウについても市内で農作物被害や水産被害があり、前計画の捕獲数を維持して被害軽減を図る。			

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
シカ	2,200頭	2,200頭	2,200頭
サル	10頭	10頭	10頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
アナグマ	150頭	150頭	150頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭

カラス	100羽	100羽	100羽
カワウ	80羽	80羽	80羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域で、銃器、箱ワナ等により9月～10月の農繁期を中心に、被害発生予察による計画捕獲を実施する。</li> <li>・4月及び10月に実施される県内一斉捕獲に、猟友会の捕獲班を中心に積極的に参加する。市町の境界を中心に捕獲を実施。</li> </ul>
--

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>サルなど、警戒心が強くワナや散弾銃による捕獲が困難な場合には、今後ライフル銃を用いた長距離射撃による捕獲について検討する。</p>
---

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
由布市	<p>権限委譲済（平成7年4月1日）</p> <p>鳥類：カラス類・スズメ・ドバト・ヒヨドリ ・カワウ・サギ類・ムクドリ・トビ</p> <p>獣類：イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アナグマ・タヌキ・アライグマ・ノウサギ・イタチ</p>

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ 柵 25,000m	ワイヤーメッシュ 柵 25,000m	ワイヤーメッシュ 柵 25,000m
イノシシ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
シカ	シカネット 1,000m	シカネット 1,000m	シカネット 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	見回り・点検を行い、破損等があれば補修を指導する。 維持管理のチェックポイント等を指導、集落関係者自らによる見回り活動を推進。	見回り・点検を行い、破損等があれば補修を指導する。 維持管理のチェックポイント等を指導、集落関係者自らによる見回り活動を推進。	見回り・点検を行い、破損等があれば補修を指導する。 維持管理のチェックポイント等を指導、集落関係者自らによる見回り活動を推進。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止柵の管理</li> <li>・ 集落内の放任果樹の除去</li> <li>・ 狩猟免許の取得促進</li> <li>・ 追払いやサル電気柵等の普及を推進</li> <li>・ 被害防止に関する情報を市報やホームページへの掲載</li> </ul>
令和9年度	サル タヌキ	
令和10年度	アナグマ アライグマ カラス	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大分県中部振興局	被害状況の把握及び対応手段の検討に関する こと
大分南警察署及び各交番 (駐在所)	被害状況の把握及び周辺住民への情報提供、 対応手段に関すること
由布市猟友会等	鳥獣の追い払い、捕獲に関すること
由布市	被害状況の把握及び周辺住民への情報提供、 対応手段に関すること

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり
--------

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲従事者が埋設もしくは自家処理を行うなど、責任を持って適切に処理する。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・シカの食品等としての利用
----	-------------------

ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
由布市猟友会等	鳥獣の捕獲・処理に関すること
大分県農業協同組合	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導
大分県中西部農業共済組合	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導
おおいた森林組合	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導
由布市	被害地区等に関する情報提供及び防止施策の普及啓発
由布市農業委員会	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導

由布市農林整備課	会の総括・協議会事務局に関すること
----------	-------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
・大分県中部地区鳥獣被害現地対策本部 ・大分市鳥獣被害防止対策協議会 ・臼杵市鳥獣被害防止対策協議会 ・津久見市鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等を連携し有効的な対策に努める
・大分県農林水産研究センター林業試験場	シカ被害防止に関する情報提供
・由布市石城川地区猿被害対策協議会	サルによる農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発並びに被害補償交渉

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成23年10月以降、鳥獣被害対策実施隊を農林整備課職員・各地域整備課農林担当職員及び、大分県鳥獣害アドバイザー認定者を中心に実施隊を設置した。</p> <p>実施隊員により各地域の、集落被害点検・被害パトロールを実施。被害者の話を聞き、今後の被害対策を協議・指導を行うことにより、農家との信頼関係を築くと共に、農家自身の被害に対する意識改革を図る。</p> <p>農家からの被害報告に対して迅速に対応するため、実施隊員のうち2名がわな猟免許を取得し、ワナ等の設置を行い被害対策に対応している。</p> <p>今後とも免許の取得を推進する。</p>
---

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会等に積極的に参加し、鳥獣被害対策アドバイザーとして、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開する。また、地域住民の研修参加を促す事で地域ぐるみでの集落環境対策を推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、共済組合等の組織と連携し、効率的に被害情報を把握・共有し、効果的な鳥獣被害防止対策実施に向けた基礎資料とする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(別紙)

## イノシシ等出没にかかる連絡体制フロー

◎想定通報：住宅地等に出没（目撃）による人身被害が発生またはおそれがある場合

